

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、結婚後、年金の必要性を感じて国民年金に任意加入し、第3号被保険者の制度が導入されるまで、継続して国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時は、生活状況に大きな変化は無く、資格を喪失した記憶も無い。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金の任意加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続を適正に行うなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者名簿により、昭和46年7月から申立期間直前の60年3月までの期間の保険料が納付済みとされていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年2月8日に、A市において任意加入被保険者として払い出されていることが確認できる上、当該払出しの時点では、納付済みとされている期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間が含まれているなど、申立人に係る記録の不適切な取扱いが認められる。

さらに、日本年金機構事務センターでは、「昭和60年当時の任意加入被保険者の資格喪失年月日は届出日であった。」としているとともに、B町では、「任意加入被保険者の資格喪失日は、申立期間当時、原則として届出日を記載していた。」としているところ、B町の国民年金被保険者名簿に資格喪失日として記載された「昭和60年4月28日」は日曜日であるこ

とから、同町が休庁日に資格喪失届を受理したとは考えられず、当該名簿の記載内容には不自然な取扱いが認められる。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事等に変更は無いことが確認できるなど、申立人の経済状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を喪失させる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年8月から12年9月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年12月8日まで

私は、昭和59年にA社に就職し、平成元年4月以降の期間について同社で厚生年金保険に加入していた。申立期間について、申立期間前の報酬月額とほぼ同額の報酬月額が支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が低い金額で記録されているので、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成11年8月から12年9月までの期間について、平成12年度国民健康保険税賦課台帳において、申立人の11年1月から同年12月までの期間の給与収入額は456万円であることが確認できることなどから判断すると、同年8月から同年10月までの期間の標準報酬月額は36万円とする

ことが妥当である。

また、申立人が提出した11年11月及び同年12月の給料明細書において、申立人の給与から36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人が保管する平成12年1月から同年7月までの期間に係る家計簿に記載された保険料等控除後の給与支給額及び申立人の平成13年度所得課税証明書において、申立人が平成12年1月から同年12月までの期間に控除された社会保険料などから判断すると、同年1月から同年9月までの期間について、36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことがうかがえる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年10月及び同年11月については、申立人は「平成12年11月の給与は全額未払いであったし、それ以前から給与の分割払いや支給の遅れがしばしばあったので、実際の給与未払い額及び厚生年金保険料の控除額について不明である。」としており、申立人の妻は、「当時、約2か月分の給与について未払いであったと思う。」と供述している上、当該期間について厚生年金保険料の控除額等が確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和32年11月21日に、資格喪失日に係る記録を34年2月16日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月21日から34年2月16日まで

私は、昭和31年5月までの期間において、A社での業務に従事していた。同社を一度退職したが、上司に誘われて同社に再度勤務することとなり、同社での業務に従事した。その際、同社での就職が決まってから前職を退職したと記憶している。

また、業務に係る免許証の交付日である昭和33年10月20日時点で同社に勤務していたことは間違いなく、申立事業所を退職する34年2月の時点では社員寮に空き部屋が多かったこともあり、申立事業所の社員寮から次の就職先に出勤した。申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する業務に係る免許証に記載されている「勤務先」欄及び同免許証の交付年月日から、申立人が昭和33年10月20日にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び申立人の弟の申立期間当時の勤務状況についての具体的な記憶、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時、

厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当時社員寮に居住していたとする5人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が同職種であったとして氏名を挙げた同僚全員に厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立事業所では、当時、同社で申立人と同じ業務に従事するほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していたとする上司のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社では、「当時の関連資料は無く詳細は不明。」としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所（当時）がいずれの機会にも申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和32年11月から34年1月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成10年1月1日から13年3月6日までの期間及び申立期間②の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、両申立期間のうち平成10年1月及び同年2月は47万円、同年3月から12年5月までは50万円、同年6月から13年2月までは53万円、14年1月については34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月1日から13年3月6日まで
② 平成14年1月7日から同年2月16日まで

私は、両申立期間において、A社に勤務していた。ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、実際に支給されていた給与額を下回る金額が記録されていることが分かった。当時の預金通帳等を提出するので、両申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成10年1月から13年2月までの期間について、同僚が所持する給与明細書などから申立人から提出された当該期間に係る預金通帳及び預金取引明細書に記載された給与振込額を検証したところ、10年1月及び同年2月は47万円、同年3月から12年5月までは50万円、同年6月から13年2月までは53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、申立事業所が保管する申立人に係る当該期間の賃金台帳によると、平成14年1月については34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務手続の誤りで、報酬月額を実際の給与の支給金額より低く届け出た。」と供述している上、申立人が提出した預金通帳及び預金取引明細書により推認される報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、並びに当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の長期間にわたって一致していないことから判断すると、事業主は預金通帳等から推定できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は平成10年1月から13年2月までの期間及び14年1月に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成9年12月について、申立人から提出された当該期間に係る預金通帳及び預金取引明細書に記載された給与振込額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）を超えていないことが確認できる。

また、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立内容について確認できないと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち平成9年12月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 3 日から 49 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間について、昭和 47 年 3 月 3 日から 52 年 11 月 24 日までの期間において、A 事業所に勤務していた。

申立期間当時の同僚は、勤務開始時から厚生年金保険の被保険者期間が確認できるが、私は申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した在籍証明書及び職員の採用年月日及び退職年月日が記載された職員カードにより、申立人が、昭和 47 年 3 月 3 日から 52 年 11 月 24 日までの期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同事業所が保管する健康保険及び厚生年金保険の資格記録が記載された名簿(以下「名簿」という。)により、申立人が、昭和 49 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していることが認められる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号が同年 9 月 12 日に払い出されていることが確認できる。

また、A 事業所の当時の事務担当者によると、「申立期間当時は、採用後 3 か月の研修期間後に本人の希望により厚生年金保険に加入させており、加入希

望のあった者について2年半もの長期間にわたって厚生年金保険被保険者資格の取得手続を失念するとは考え難い。」と供述しているところ、前述の職員カードに記載された雇入年月日と、前述の名簿、及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していない者が認められることから判断すると、A事業所はすべての職員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和49年9月1日に被保険者資格を取得し、52年11月24日に離職と記録されており、当該記録は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と符合していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 45 年 12 月 30 日まで

私は、昭和 35 年 5 月に、A 社に就職し、申立期間①は B 市内で勤務した。B 市内での業務が終了すると同時に、同社 C 支店で勤務するよう命じられ、同僚 24 人と共に異動し、申立期間②について、同社の寮に居住して、同社 C 支店に勤務した。

両申立期間についても、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が挙げた同僚のうち数人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び両申立期間に関する申立人の具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社において勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立事業所に両申立期間当時の関連資料は無い上、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、両申立期間について「職人」として業務に従事していたと申立てているところ、申立人と同じ「職人」であったとして申立人が挙げた同僚の氏名は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない。

さらに、A 社によると、「当時は、『親方』と呼ばれる従業員だけが厚生年金

保険に加入し、『親方』の下で業務に従事する『職人』等は厚生年金保険に加入していなかったようだ。」としていることなどから判断すると、当時、申立事業所は、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、当時の同僚から、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿において、A社C支店は、昭和47年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の途中である昭和37年1月に国民健康保険に加入していることが確認でき、国民年金被保険者名簿から、申立期間②のうち、昭和44年4月から45年11月までの期間に係る国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 15 日まで

私は、A社を退職した後すぐに帰郷し、脱退手当金を請求した記憶はない。何かの書類は郵送されてきたが、会社から脱退手当金についての説明は何も受けていない。

当時、住まいであった実家が火災にあったため、関係書類一式が燃えてしまい、脱退手当金の受取りもできなかったと思う。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金請求事務について、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保存されており、それらの請求日及び金額は、オンライン記録と一致している上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は、「退職後、日を置かず実家に帰省し、後に書類が送られてきた。」と説明しているが、脱退手当金裁定請求書の受付日は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約2週間後であることが確認できるとともに、申立事業所の同僚の供述から、当該脱退手当金は、代理人により請求され、受取りに必要な関係書類が申立人に送付されたものと考えられる上、当該脱退手当金裁定請求書の押印の記録から、脱退手当金の受取方法は、郵便局の隔地払いであること、受取窓口は申立人の実家の最寄りの郵便局であることが確認できるなど、これら一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「住まいである実家が昭和 47 年 4 月に火災に遭い、郵便局の窓口で受け取るための小切手は焼失したため、脱退手当金は受け取っ

ていない。」としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」印が押されたままであり、同印が取り消された形跡は無い上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月ごろから 29 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月ごろから、約 2 年間において A 社に運搬に関わる運転手として勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社での被保険者期間は昭和 29 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月間しか確認できない。

当時の同僚が私の勤務期間を覚えているはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は 2 か月間という短期間ではなく、数年間は A 社に在籍していたようだ。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が昭和 29 年 4 月 1 日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に照会しても、「当時の社会保険に関する資料は保管されていないため、詳細は不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は申立人を記憶しておらず、申立人自身も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の

厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 29 年 4 月 1 日、資格喪失日が同年 6 月 5 日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認でき、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 5 月に、A 社に入社し、技術者として勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 49 年 5 月 1 日とされている。試用期間が約 3 か月間あったと記憶しているが、入社から 1 年間に及ぶ期間について厚生年金保険に加入していないとは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に保管されている申立人が当時記入したとする履歴書に、申立人の同社における採用日が昭和 48 年 4 月 1 日と記載されていること、及び同社における雇用保険の被保険者記録から、資格取得日が同年 7 月 1 日とされていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 49 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人の前後に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚が、「当時は試用期間があり、正式に採用されるまでの期間については厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、当該同僚らは、A 社が保管する履歴書等により確認できる実際の採用日から、5 か月から 20 か月経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、従業員の試用期間についても必ずしも同じ期間であったとは限らない状況がうかがえる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 49 年 5 月 1 日として届出が行われており、前述の被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の申立人の年齢、資格の有無及びそれまでの勤務経験から、申立人が採用後すぐに技術者になったとは思えないので、申立人はある程度の期間を経過してから技術者となったと思われる。申立期間について、厚生年金保険に加入させていないのは、採用当初、申立人が臨時従業員であったためではないか。当時、臨時採用者は厚生年金保険に加入させていなかったようだ。」と回答している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。